宅建業法① 「総則」

- 1. 宅建業法上の宅地って…? 全国どこでもの定義と用途地域内の違い
- 2. どんな状況が宅建業の取引で免許が必要? 免許が要りそうで要らない取引って…
- 3. 宅建業の「業」ってどういうこと?
- 4. 事務所はどのような場所を指すの? 宅建業の事務所になる条件は?

- 1. 全国どこでも建物が建っているもしくは建てる予定の土地が宅地用途地域内は道路・公園・河川・広場・水路以外の土地が宅地
- 2. 自ら売買・交換したり、他人の不動産の売買・交換・貸借の代理 や媒介をすることが取引() (全)自ら貸借することは宅建業ではない)
- 3. 不特定多数を相手に、反復・継続して②を行うことが業
- 4. 1.土地に定着する施設を有する場所で、2.契約締結権限を有する使用人(決裁権のある人)が置かれている場所(両条件を満たしていることが要件)が事務所
 - ・本店(主たる事務所)は、宅建業を営んでいるか否かに関係なく常に事務所
 - ・支店(従たる事務所)は、宅建業を営んでいる所だけが事務所